

国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書

国民健康保険の主な財源は、国、県及び保険者の負担金と被保険者の保険料から成り立っている。

国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度が創設された当時と比べて加入者層が大きく変化しており、特に無職者や年金生活者等の低所得者の占める割合が増加している。

その結果、加入者の所得が低下している中、保険料が上がることにより保険料の納付が困難となっている世帯が増えている状況にある。

このような中、国は負担率を45%から38.5%に引き下げており、各自治体では保険料を抑えるため、一般会計から繰り入れを行っている。

本市における国民健康保険会計の平成22年度決算では、一般会計からの法定外繰入金は、保険料収入額の15%を超えている状況であり、今以上の繰り入れを行って制度を支えることは困難であり、既に限界にきている。

また、組合保険や共済保険と比べて、同じ収入でも保険料負担が大きくなるという保険間格差だけでなく、自治体の財政力等による保険料の地域間格差も生じている。

本来、国民健康保険は社会保障として、国民皆保険を支える制度であり、国が責任をもって援助するべきである。

よって、国におかれては、国民健康保険制度の安定的かつ健全なる運営を図るため、国庫負担金を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月19日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣